

「平成 28 年台風第 10 号に係る災害に関する特別相談窓口」の設置について

岩手県信用保証協会では、台風第 10 号に係る災害によって影響を受けている中小企業者・小規模事業者の皆様からの相談に対応するため、下記のとおり相談窓口を設置しました。

記

1. 相談窓口の名称 「平成 28 年台風第 10 号に係る災害に関する特別相談窓口」
2. 設 置 日 平成 28 年 9 月 1 日
3. 設 置 場 所 本所営業部保証一課、保証二課及び各支所
4. 土日休日対応について（当分の間）

災害救助法の適用を受けた 12 市町村を管轄する保証担当部署において、土日休日の 9：00 から 17：00 まで相談対応いたします。

適用市町村	担当部署名
盛岡市	保証一課
宮古市、岩泉町 田野畑村	宮古支所
久慈市、普代村 軽米町、野田村 一戸町	二戸支所
遠野市、釜石市、 大槌町	釜石支所

※ご相談がある方は、最寄りの保証協会の相談窓口までご連絡ください。

現在継続中の特別相談窓口

- ・ 皮革等相談窓口
- ・ 北朝鮮制裁措置特別相談窓口
- ・ 東日本大震災関連特別相談窓口
- ・ 経営改善・資金繰り相談窓口
- ・ 原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口
- ・ デフレ脱却等特別相談窓口
- ・ 賃金水準上昇対策特別相談窓口
- ・ 自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口（三菱自動車関連）
- ・ 平成 28 年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- ・ 英国における EU 残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- ・ 平成 28 年台風第 10 号に係る災害に関する特別相談窓口